

## 「知ってる？ 介護保険制度 賢く利用するために」

高知市医師会では毎年1回市民フォーラムを開催しており、今年は公的介護保険制度を取り上げます。少子高齢化や核家族化が進み、介護を担う家族も高齢化してくると、自宅で家族が高齢者を介護することが困難になってきます。そのような時代の変化に対応するように、介護を必要とする方に費用を給付し、適切なサービスを受けられるようにサポートする保険制度として、2000年から「公的介護保険制度」が始まりました。40歳になると公的介護保険への加入が義務付けられ、所得額に応じた保険料が徴収され、さらに65歳以上になると年金から天引きされるようになっています。

公的介護保険の目的は、住み慣れた地域で家族や地域の人々と、その人の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することで、自立支援や介護する家族の負担を軽減することです。65歳以上になり介護が必要になった時には介護保険を利用できますし、64歳以下でも特定の疾患があり、介護や支援を必要とする場合は、同じように利用できます。

介護申請に必要な書類は、役所や地域包括支援センターの窓口で入手できる「要介護(要支援)認定申請書」です。その他、介護保険被保険者証(65歳を迎えると自治体から送付)・マイナンバー・身分証明書(運転免許証やパスポートなど)が必要です。申請は、本人でなくても代行(家族・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者など)も可能。

認定申請書を自治体が受理すると、自治体は主治医に主治医意見書用紙(主治医として申請者の医学的状況を記載する書類)を郵送し、作成を依頼します。一方、調査員が自宅や施設を訪問し、心身の状態や日常生活の様子、住環境、家族の状況を確認するための調査を行います。その後、調査結果と主治医意見書を参考に認定会議が開かれ、支援や介護のレベルが決定されます(非該当・支援1~2・要介護1~5に分類)。認定されると1~3割の自己負担で、レベルに応じたサービスが受けられます。

制度を利用するための手続きとは、介護保険制度ではどのようなサービスが利用できるのかなど、介護保険を利用する本人やその家族にとって、必要な情報を知る機会になればと企画しました。すでに利用していても、昨今の状況の変化に伴って、新たな知識を得る機会になるかもしれません。

一方、社会全体で高齢化が進む中、利用者数と介護保障費が増大してきていることも大きな問題になっており、その対策として、介護保険利用前の早い段階から、高齢者の健康保持増進、ほどよい健康を保つ手段を積極的に取り入れていく方策も模索されています。

やがて利用する介護保険について、ご本人だけでなくご家族もご一緒に学んでみませんか？

### 演題・講師

#### 1. 「介護保険の概要」

講師：田部 佳枝 高知市基幹型地域包括支援センター係長

#### 2. 「在宅医療からみる介護保険」

講師：南 大揮 みなみ在宅クリニック院長

#### 3. 「ケアマネジャーからみる介護保険」

講師：唐岩 美千代 居宅介護支援事業所まるごと応援隊所長